川崎市農業委員会委員
【推薦・募集要項】

川崎市農業委員会では、令和８年７月 19 日（日）に農業委員の改選を予定しており、選任にあたっては、あらかじめ農業者や農業者が組織する団体等に候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集を行うこととされています。

そこで、令和８年１月５日（月）から令和８年２月４日（水）までの間、次期農業委員の募集を行います。

１　募集人員

14 人（定数）

２　任用期間

令和８年７月 19 日（日）から令和 11 年７月 18 日（水）までの３年間

３　身分

川崎市の特別職の非常勤職員

４　職務内容

毎月開催される農業委員会の総会に出席し、農地の権利移動の許可等に関する審議及び決定を行います。また、当該審議に関連した現場調査及び農地利用最適化推進委員と連携した現場活動等を行います。

５　委員報酬

月額 31,000 円（会長は月額 43,000 円）

６　推薦を受ける方及び応募する方の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

(1) 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

７　推薦及び応募に係る手続等

以下の様式に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、郵送又は持参により、川崎市都市農業振興センター農地課（川崎市農業委員会事務局）まで御提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合	第１号様式
法人又は団体が推薦する場合	第２号様式
一般応募する場合	第３号様式

(2)添付書類

推薦者（個人の場合に限る。）の住民票（推薦をした日又は応募をした日以前３か月以内に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの。本籍地の記載は不要)、被推薦者又は応募者の住民票（推薦をした日又は応募をした日以前３か月以内に発行されたもので、本籍地の記載があり、マイナンバーが記載されていないもの)。

(3) 様式への記載事項

●第１号様式

ア　被推薦者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業（農業者以外の者でも委員になることができます)、経歴、農業経営の状況、認定農業者に該当するか否か、認定農業者等に準ずる者に該当するか否か（別記「認定農業者等に準ずる者について」参照）

イ　推薦者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業、推薦の理由、被推薦者について農地利用最適化推進委員に推薦しているか否か、推薦者の自署又は記名・押印

ウ　被推薦者の同意の自署又は記名・押印、委員就任後の抱負

●第２号様式

ア　被推薦者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業（農業者以外の者でも委員になることができます)、経歴、農業経営の状況、認定農業者に該当するか否か、認定農業者等に準ずる者に該当するか否か（別記「認定農業者等に準ずる者について」参照）

イ　推薦者の名称、代表者等の氏名、所在地、電話番号、目的、構成員の人数、構成員たる資格、推薦の理由、被推薦者について農地利用最適化推進委員に推薦しているか否か、代表者等の記名・押印

ウ　被推薦者の同意の自署又は記名・押印、委員就任後の抱負

●第３号様式

応募者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業（農業者以外の者でも委員になることができます)、経歴、農業経営の状況、認定農業者に該当するか否か、認定農業者等に準ずる者に該当するか否か（別記「認定農業者等に準ずる者について」参照)、応募の理由、農地利用最適化推進委員に応募しているか否か、応募者の自署又は記名・押印

８　推薦・応募の受付期間

令和８年１月５日（月）～令和８年２月４日（水）午後５時必着

９　選考方法

川崎市農業委員会委員選考委員会を開催し、提出された応募書類等をもとに選考します。なお、必要に応じて面接を行う場合があります。

選考委員会による候補者全員の評価結果をもとに、市長は農業委員の選任議案を作成し、市議会の同意を得た上で、令和８年７月 19 日（日）に市長により任命されます。

10　書類の提出先及び問合せ先

〒213-0015
川崎市高津区梶ヶ谷２－１－７　２階
川崎市都市農業振興センター農地課（川崎市農業委員会事務局）
電話　044-860-2461

11　その他

●農業委員会委員と農地利用最適化推進委員は同時に両方に応募できますが、兼務することはできません。

●法令の定めにより、受付期間中の中間及び期間終了後に、住所・電話番号を除いて記載された事項を市ホームページにて公表いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

●推薦又は応募に要する費用は全て申し込みをいただいた方の負担となります。

●必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。

●申込書に記載された内容等の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。

〈認定農業者等に準ずる者について〉

農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号に掲げるイからヌまでの者を指します。

具体的には、認定農業者等であった者、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士（農業経営士)、基本構想水準到達者などです。

【農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号に掲げるイからヌ　抜粋】

イ　認定農業者等であつた者

ロ　認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ　認定就農者（農業経営基盤強化促進法　（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項 に規定する認定就農者をいう。ニ及び第十条第一号において同じ。）である個人

ニ　認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ホ　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律　（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号 ハに規定する組織の役員

ヘ　農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト　農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ　農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ　基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（ヌ及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人

ヌ　基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人